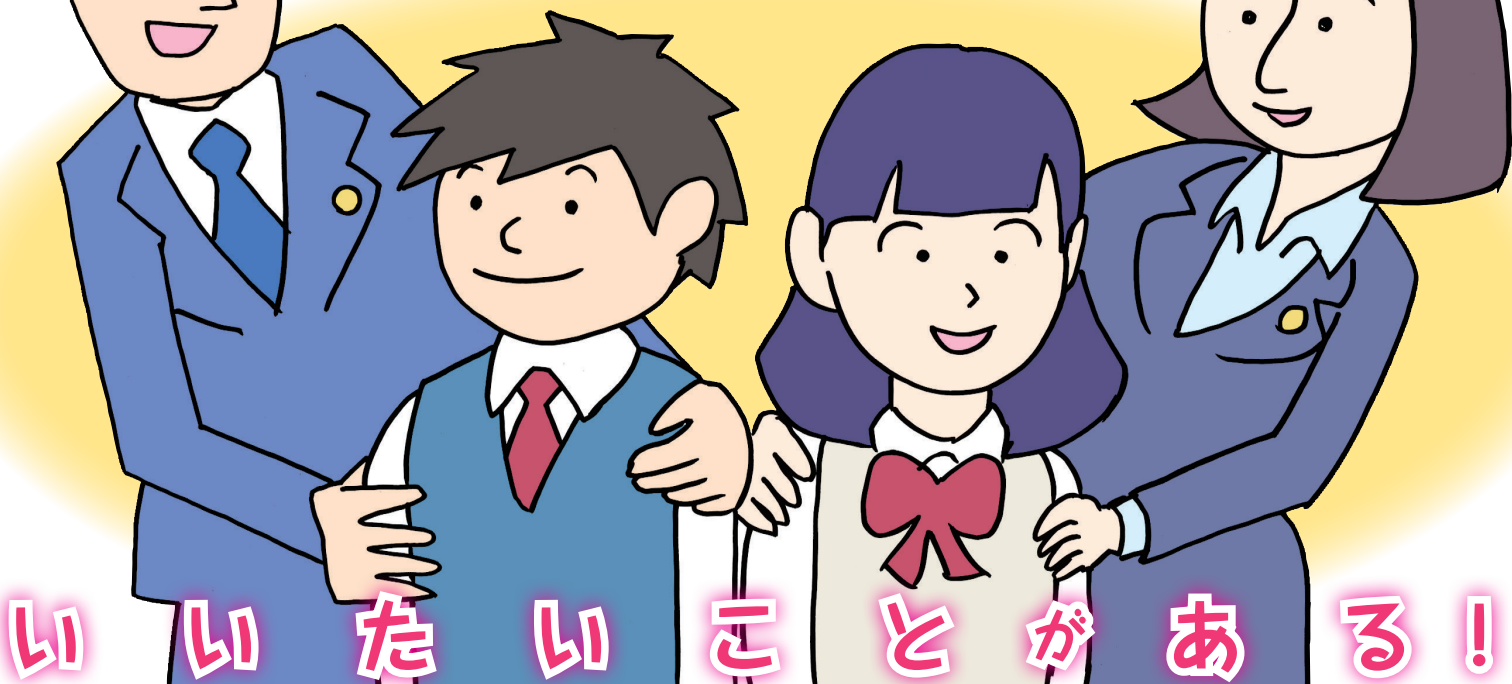


子どもだって



お父さん・お母さんの調停・審判で子どもの思いを伝えませんか？

もしもし



て つづき だい り にん

子どもの手続代理人

弁護士無料電話相談

2014年11月22日土

10:00~17:00

03-3593-3821

- ※相談料は無料です。(電話代はご自身の負担となります)
- ※直接弁護士が電話に出て、お話を伺います。
- ※多くの方にご相談いただくため、相談時間は原則として20分を目安としています。
- ※秘密厳守ですので相談内容が外部に漏れることはありません。

子どもの手続代理人とは…

子どもが家庭裁判所の調停・審判に参加するのをサポートする弁護士のことです。お父さんやお母さんのための弁護士ではなく、「子どものための」弁護士です

たとえばこんな方はお電話ください

- 親の離婚調停の中で自分の意見を言いたいと考えている子ども
- 離婚調停の中で子どもの気持ちを聞きたいと考えている親